

6月定例会常任委員会の審査

予算決算委員会

(補正予算3件)

【委員長】稲葉寿利 【副委員長】小池義治

【委員】委員長、副委員長を除く全議員

総務市民分科会

●砂山公園プール(富士マリンプール)の運営を コンセッション方式とする理由は

問 砂山公園プール運営等事業について、コンセッション方式による運営により、夏期のプール営業以外のサービス提供などの提案が期待できるとのことですが、従来の指定管理者制度等では、このようなことはできないのですか。

答 指定管理者制度等でも可能ですが、制限の少ないコンセッション方式の下、民間事業者のノウハウを活用するほうが、市民にとってよりよいサービスが提供できると考えています。

福祉保健分科会

●今年度の新型コロナワクチンの接種率は

問 今年度の新型コロナワクチンの接種率は、直近5か年の高齢者におけるインフルエンザワクチン等の接種率を参考とし、53%と試算しているとのことですが、新型コロナワクチンの自己負担額がインフルエンザワクチンの倍の金額に設定されている中で、同程度の接種率を達成できるのですか。

答 新型コロナワクチンはこれまで無料で接種できていたことなどから、接種率が見込みを下回るおそれも十分にあると考えており、今後の結果を来年度以降の計画に反映させていきます。

産業教育分科会

●富士山夢の大橋のオーバーツーリズム対策は

問 昨年11月頃から多くの観光客が富士山夢の大橋を訪れるようになり、路上駐車や騒音など、近隣住民から多くの苦情があったようですが、現在どのような対策を取っているのですか。

答 路上駐車禁止の看板設置など、できる限りの対応をしましたが、十分な対策には至らなかったため、国や警察、地域の代表者を集め、富士山夢の大橋観光と地域の共存を考える会を開催し、今後の対策等について話し合いをしました。それを受けて、高架下の国有地を利用した17台分の駐車場の確保や交通誘導員の配置、仮設トイレの設置などを行ったことで、現在は住民からの苦情はほぼなくなりました。

建設消防分科会

●天間清水久保2号線新設事業の開通時期は

問 凡夫川右岸の橋台築造工事の中で、当初想定していたより厚い岩盤があることが判明し、掘削工法の変更が必要となったため、工期が遅れるとのことですが、開通時期が遅れるようなことはありませんか。

答 岩盤等の硬質地盤を効率的に掘削できるダウンザホールハンマー工法に変更したことにより、開通時期は当初の予定どおり令和9年度にできると考えています。

●予防接種健康被害補償金の申請中の案件は

問 新型コロナワクチンの接種が要因で健康被害を受けたと認定された1名に対し、予防接種健康被害補償金を支払うため、その他予防接種事業費を4456万円増額するとのことですが、認定されるまでにどのくらいの期間を要したのですか。また、現在も救済申請中の案件はありますか。

答 今回は申請受理後、認定されるまでに1年8か月かかりました。また現在は死亡一時金及び葬祭料に係る案件が1件、医療費、医療手当に係る案件が1件の計2件が進達中であります。

予算決算委員会及び各分科会において、上記の質疑・答弁が出され、予算決算委員会としては、以下の事項を当局に要望することになりました。

- ・新型コロナワクチンによる健康被害の発生により、ワクチン接種に対する市民の不安や抵抗感が大きいことから、新型コロナワクチンの安全性について市民への適切な周知啓発に取り組んでいくこと。
- ・富士山夢の大橋観光と地域の共存を考える会を開催し、関係各所と今後の対策について話し合ったとのことだが、他地区においても同様の課題が生じるおそれがあるため、この取組を水平展開することにより未然に防ぐこと。
- ・天間清水久保2号線新設事業では、周囲に民家があることから、騒音や振動などの影響に配慮しながら、開通時期が当初の予定より遅れることのないよう確実に工事を実施すること。

6月定例会常任委員会の審査

総務市民委員会

(条例3件、請願1件、陳情1件)

【委員長】太田康彦 【副委員長】荻田丈仁

【委員】一条義浩、杉山諭、関明美、笹川朝子、望月昇、小野泰正

●コンセッション方式の導入による 砂山公園プールの新たな活用方法は

問 現在の指定管理者制度においては、夏期のプール運営が中心となっていますが、コンセッション方式では、夏期以外の時期にもイベントを開催するなど新たな提案を受けることで、年間を通じた施設の活用ができるようになりますか。

答 駐車場を活用したランバイクやスケートボードの大会のほか、フリーマーケットの開催など、年間を通じた施設の活用について提案を求めたいと考えています。

コンセッション方式の導入について

- ・説明資料等、判断材料が不足しており、今回の議案説明では納得できず、継続審査とすべきである。
- ・現在の指定管理期間との兼ね合いから、スケジュール的にプールの運営自体ができなくなる可能性があることを考えると、条例案を可決した上で、実施方針や要求水準書の公表など、要所ごとに適切な説明を求めていくべきではないか。

との意見が委員から出され、全委員の賛同を得て、下記の付帯決議を付すことになりました。

今後の選定事業者との交渉の中で利用料金の上限額を、現在の富士市民の利用料金である、一般600円・小中学生300円と大きく乖離しない金額に設定することを求めるとともに、実施方針や要求水準書の公表時など、その経過については、今後、あらゆる機会をもって議会に説明することを強く求める。



▲砂山公園プール(富士マリンプール)

陳情

富士市地区まちづくりセンター条例の改正 はせず、条例の本来の目的である第1条「趣旨」の充実を求める陳情

地域行政の拠点として、市民生活に密着した行政サービスの充実及び地域に根差した生涯学習活動の振興を図り、地区住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため各小学校区に設置されているまちづくりセンターは、富士市の誇るべき特徴の1つと考える。

このため、利用団体を区別して、減免措置を行なうのではなく、地域に根差した生涯学習活動の振興や地区住民と行政の協働によるまちづくりの拠点とする団体に、従来どおり無料で貸し出し、さらに市民生活に密着した行政サービスの充実を図る努力をすべきと考える。

【審査結果】

富士市の公共施設の使用料については、受益者負担の公平性という観点から、無料の施設を対象に整理を行い、まちづくりセンターにつきましては、受益者負担を求める方向で検討を進めてまいりました。ただし、地域に根差した生涯学習活動の振興を図る団体である自主グループで、地域貢献または会員を広く募集する場合や地区まちづくり協議会及び構成団体が利用する場合は、全額減免とするなどの基準を設けております。

また、企業など営利を目的とした団体への利用対象の拡大については、既存の利用団体と申込期間に差を設け、空いている部屋を使用することとし、施設を有効活用していきたいと考えております。

なお、条例第1条の趣旨の充実につきましては、地域行政の拠点として、行政サービスの充実をはじめ、地区まちづくり活動の支援や、市と地区住民とをつなぐ役割、地区防災の拠点機能など、条例第1条の趣旨の充実を図り、市民の皆様にとって、より使用しやすい施設となるよう努めてまいりますとの当局説明に対し、当委員会としては、陳情者の願意には沿いたいという当局説明を了承することに決しました。

特集

6月定例会

常任委員会の審査等

一般質問一覧

議会広報委員のページ

特集

6月定例会

常任委員会の審査等

一般質問一覧

議会広報委員のページ